

第5期熊本県廃棄物処理計画の概要について（素案）

第1章 計画の基本的事項

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、国が定める基本方針を踏まえて定める法定計画。
- 「循環型社会」の形成の推進のため、生産、消費、廃棄等の社会経済活動の全ての段階で、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政が連携・協力して取組みを進めるための計画。
- 計画期間：令和3～7年度（5か年）
- 「災害廃棄物処理計画」及び「バイオマス活用推進計画」を本計画中に位置付ける。
- 本計画が対象とするSDGsのゴールとターゲットについて本文に記載。

第2章 一般廃棄物の現状と課題

【現状】

- ①「排出量」は、平成25年度以降微減傾向だったが、平成29年度に増加して602千トン（922g/人・日）となり、1人1日あたりの排出量が平成29年度のみ全国値（920g/人・日）を超えた。平成30年度は584千トン（899g/人・日）と減少したが、熊本地震前の量には戻っていない。
- ②「再生利用率」は、平成29年度に前年度比4.1%増の23.4%。平成30年度は22.7%と前年度から0.7%減少したが、平成29年度から全国平均を上回っている。
- ③「最終処分量」は、近年60千トン前後で推移しており、平成30年度は58千トン。また、1人当たりの最終処分量が、平成28年度以降全国平均より多くなっている。
- ④ごみ焼却施設を管理する市や事務組合等で、集約化や広域的処理に向けた検討が進められている。また、20施設のうち、65%で余熱利用を実施している。

【課題】

- ①「排出量」は、熊本地震の影響等で増加しており、更なる発生抑制が必要。特に生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の発生抑制が必要。
- ②「再生利用率」は、容器包装プラスチック等の分別回収の推進や、焼却時の高効率なエネルギー回収が必要。
- ③「最終処分量」は、リサイクルの推進等による最終処分の抑制が必要。
- ④市町村は、ごみ焼却施設等の集約化や他市町村等と連携した広域的処理を検討するとともに、施設の長寿命化等に取り組むことが必要。

第3章 産業廃棄物の現状と課題

【現状】

- ①「排出量」は、平成16年度の7,348千トン以降、平成20年、25年と減少してきたが、平成30年度は、平成25年度の7,114千トンから7,430千トンに増加。熊本地

震で被害の大きかった上益城、熊本市、阿蘇地域での増加率が高い。

- ②「再生利用率」は、平成 25 年度の 52%から平成 30 年度の 53%に微増。
- ③「最終処分量」は、平成 25 年度の 178 千トンから平成 30 年度の 156 千トンに減少。
- ④「最終処分場」は、平成 30 年度末現在、安定型は 12 施設で残余年数約 14.6 年、管理型は 6 施設で残余年数は排出業者設置が約 31.0 年、処理業者設置が約 8.1 年。
- ⑤平成 30 年度、県内から県外へ約 366 千トン搬出、県外から県内へ約 78 千トン搬入と県外への搬出超過。廃棄物の種類により県内処理できる事業者が少ない状況。
- ⑥「不法投棄」は、平成 26 年度から令和元年度までの 6 年間において、不法投棄事案は 681 件で、うち 649 件が改善した。

【課題】

- ①「排出量」は、排出事業者による 3R の取組みの促進により排出抑制が必要。特に、プラスチックごみは令和 3 年 1 月からの輸出入規制により国内処理の増加が見込まれ、県内での適正処理を推進する必要がある。
- ②「再生利用率」の向上に向け、現在利活用されていないプラスチックの更なるリサイクルを進める取組みが必要。
- ③「最終処分量」を減らすため、廃棄物の総排出量削減に加え、分別の徹底、再生利用の推進などに取り組む必要がある。
- ④「最終処分場」は既存施設の安定的な継続処理のため、廃棄物の更なる再生利用及び減量化を図る必要がある。
- ⑤産業廃棄物の県外排出をできるだけ抑制し、県内処理ができる体制確保が必要。
- ⑥「不法投棄」は、県、市町村及び関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実が必要。

第 4 章 廃棄物の将来推計（令和 7 年度）

第 5 章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

1 一般廃棄物

	平成 30 年度 実績値	令和 7 年度 推計値	令和 7 年度 目標値	目標値の算定方法
排出量	584 千トン	561 千トン	514 千トン	国の数値目標を基に設定 (平成 30 年度比 -12%)
再生 利用率	22.7%	23.5%	28%	国の数値目標
最終 処分量	58 千トン	56 千トン	48 千トン	国の数値目標を基に設定 (平 成 30 年度比 -17%)

2 産業廃棄物

	平成 30 年度 実績値	令和 7 年度 推計値	令和 7 年度 目標値	目標値の算定方法
排出量	7,430 千トン	7,660 千トン	7,660 千トン	国の数値目標を基に設定 (推計値を上限)
再生 利用率	53%	54%	55%	国の数値目標を基に設定(平成 30 年度比 +2.4%)
最終 処分量	156 千トン	172 千トン	167 千トン	国の数値目標を基に設定(平成 30 年度比 +7%)

【取組みの方向性】

1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

- 学校教育に加え、家庭、地域社会、職場などにおける環境教育・環境学習を進め、環境に配慮した生活習慣の定着を図る。
- レジ袋有料化を契機としたプラスチックごみの削減、食品廃棄物の減量化など、広く県民、事業者、行政などと連携し、家庭、地域社会、学校、職場などのあらゆる場における 3R の推進を図る。
- 海洋プラスチックごみ削減に向け、幅広く県民の理解と協力を得ながら「回収」「排出抑制」「リサイクル」を推進する。

2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 市町村が施設整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」及び「長寿命化計画」の策定を支援する。
- 廃食用油から高純度 BDF を作成するなど、バイオマスの種類・性質及び地域の実情に応じた活用や、食品廃棄物の排出抑制・利活用を推進する。

3 廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物の焼却や資源化など、適正な処理を推進するため、市町村に対して施設の適正な管理等に係る助言・指導を実施する。
- 発電や熱利用等、環境に配慮した施設整備を推進するとともに、既存施設の有効利用が図られるよう支援する。
- 災害時の廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、平時から関係機関との連携や人材育成等を行うとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを支援する。
- 事業者に対し、廃棄物の適正処理を推進するため、指導や育成などを実施する。
- 公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」の長期的・安定的な処理体制の維持に努めるとともに、最終処分場の施設整備や立地に対する理解促進を図る。
- 水銀廃棄物の法令等に基づく適正処理や、PCB 廃棄物の早期処理に取り組む。
- 不法投棄対策強化のため監視・通報体制の充実、発生後の速やかな対応を図る。

4 海洋プラスチックごみ対策の推進

- 海洋プラスチックの多くは河川等を通じ陸域から海域へと流れ出しており、一般廃棄物、産業廃棄物の区分なく、住民から企業まで一体として取り組む。
- 陸域で川・海への流出を防ぐため効果的な対策を実施するとともに、海域での漂流ごみ等の回収強化を実施する。
- 発生源を意識した啓発強化や、資材等の海洋への流出防止等により、排出抑制に努める。
- 容器包装等のリサイクルが進むよう市町村の取組みを後押しするとともに、既存のリサイクル支援策について更なる周知を図る。

第6章 バイオマス活用の推進に向けた取組み(熊本県バイオマス活用推進計画)

【現状と課題】

- 前計画で設定した目標利用率はほぼ達成しており、バイオマスの種類ごとの利用率も概ね高い状況。
- 種類毎の利用率は、FIT制度（電力の固定買取価格制度）や下水道の制度改正による利活用の義務化により、従来利用がなかった林地残材は89%に、下水汚泥等が69%から99%と上昇した。一方、食品廃棄物の活用20%程度と低い利用率で推移。
- 食品廃棄物については、家庭や事業所から出される生ごみの活用やBDF（バイオディーゼル燃料）の利用拡大等が課題。

【今後の方向性】

- 地球温暖化対策の観点から取組みを推進し、バイオマスの高い利用率の維持・向上を図る。
- 利用率が低い食品廃棄物は、前計画と同様40%を目標とし、家庭からの生ごみの堆肥利用、事務所からの生ごみや調理残さの飼料化等、利用率向上を推進する。

第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）

検証中

- 災害発生時の各機関の役割や災害廃棄物の処理等について記載。
- 熊本地震や令和2年7月豪雨の取組みを踏まえ、第2回検討会で案を示す予定。